

大竹市地域公共交通活性化協議会財務規程の制定について

1 案の要旨

平成 31 年 3 月 18 日に開催された平成 30 年度第 3 回大竹市地域公共交通活性化協議会において、「こいこいバス、各乗合タクシー事業の実施主体の変更」（資料 1 参照）が議論され、実施主体が本協議会から市へ変更となった。

市から公共交通の整備に係る事業費及び協議会開催に係る運営費などを支出することとなったため、本協議会として予算を計上する必要がなくなり、平成 20 年 3 月 25 日付けで制定された財務規程は廃止となっている。

このたび、「大竹市地域公共交通計画」の策定業務を委託するにあたり、本協議会で予算の執行を行うため、財務規程を制定するもの。

2 案の理由

「大竹市地域公共交通計画」は、令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）制度を活用して実施することとしたが、令和 2 年度から自治体での申請が不可能となり、地域公共交通活性化協議会からのみ交付申請が可能となっている。

令和 6 年 3 月 7 日付けで本協議会から交付申請書を提出、令和 6 年 4 月 24 日付けで交付決定がなされたが、現在、本協議会には財務規程がないため、国から交付金の受け入れができない状況である。

3 財務規程の内容

別紙のとおり

4 規程制定日

令和 6 年 7 月 3 日

5 監査委員の選任について

従前の財務規程廃止前は、委員（行政関係職員以外）の中から選任していたが、現在は協議会そのものの予算がないため、監査委員がいない状況となっている。

しかし、財務規程の制定、議案第 3 号で提案予定の予算（案）の計上により、監査委員 2 名を選任する必要が生じる。

参考までに、廿日市市では広島県公共交通政策課長、広島市バス路線再編担当課長が選任されており、廿日市市職員以外の行政職員が担っている。

これを踏まえた上で、事務局において調整を行い、次回協議会において提案したいと考えている。

大竹市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

令和6年 7月 3日制定

（趣旨）

第1条 この規定は、大竹市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、大竹市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、負担金、補助及び交付金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大竹市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、大竹市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会においてこれを報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続き）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、大竹市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第14条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを、速やかに大竹市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和6年7月3日から施行する。

2 令和6年度に限り、規約第2条第3項中、「毎年4月1日」を「7月3日」と読み替える。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助及び交付金	1 補助金	1 補助金
	2 交付金	2 交付金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費